改正後	改正前
イ　［略］ ロ　Uiは、次の値とし、当該値を算式に代入してRを計算するものとする。 (1)・(2)　［略］ (3)　賦払金の額が、第１条第２項第２号ロ、第２十七条第１項第３号又は第三十六条第五項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額が全て等しいものとして計算することができるものとし、第１条第２項第２号ハ、第２十七条第２項第２号ハ又は第三十六条第五項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額が全て等しいものとして計算することができる。 二・三　［略］	イ　［略］ ロ　Uiは、次の値とし、当該値を算式に代入してRを計算するものとする。 (1)・(2)　［略］ (3)　賦払金の額が、第１条第２項第２号ロ、第２十七条第１項第３号又は第三十六条第二項第二号ロに掲げる場合に該当する場合にあつては、賦払金の額がすべて等しいものとして計算することができるものとし、第１条第２項第２号ハ、第２十七条第２項第２号ハ又は第三十六条第二項第二号ハに掲げる場合に該当する場合にあつては、特定月の賦払金又は特定の二月の賦払金を除く賦払金の額がすべて等しいものとして計算することができる。 二・三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

改正後	改正前
様式第２（第12条、第63条、第68条の９、第99条、第122条、第126条、第136条関係） （略） **様式第13**（第26条、第68条の２、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関係） 営　業　廃　止　届　出　書 年　月　日 経済産業大臣　殿 （略） 前払式割賦販売（包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式特定取引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）の営業を廃止したので、割賦販売法第26条第１項（第35条、第35条の３において準用する第35条、第35条の３の35、第35条の３の62において準用する第26条第１項及び第35条の17の14）の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） **様式第13の２**（第61条関係） 認定包括信用購入あつせん業者認定申請書 年　月　日 経済産業大臣　殿 住　所 名　称 代表者の氏名 認定包括信用購入あつせん業者の認定を受けたいので、割賦販売法第30条の５の４第１項の規定により、割賦販売法施行規則第61条第３項に規定する書類を添えて申請します。 １　割賦販売法第30条の５の４第１項第１号の方法 ２　延滞率に関する事項	**様式第２**（第12条、第63条、第99条、第122条、第126条関係） （略） **様式第13**（第26条、第68条の２、第103条、第125条、第133条の13関係） 営　業　廃　止　届　出　書 年　月　日 経済産業大臣　殿 （略） 前払式割賦販売（包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式特定取引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）の営業を廃止したので、割賦販売法第26条第１項（第35条、第35条の３の35及び第35条の３の62において準用する第26条第１項、第35条の17の14）の規定により、下記のとおり届け出ます。 （略） ［新設］